

# 通 報

大ト協第12号  
令和2年4月

会 員 殿

一般社団法人大阪府トラック協会  
会 長 辻 卓 史

## 準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね31歳まで）に準中型免許を取得させた際に公安委員会指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 募集期間 **令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）**  
※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。
2. 助成額 準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）  
：40,000円を上限  
5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限  
なお、多くの方に広く制度を利用していただくために、1事業者につき上限額は200,000円とします。  
ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象 全ト協の交付用件として下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該**会員**事業者が、平成31年(2019年)4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年(1989年)6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、平成31年(2019年)4月1日以降に公安委員指会定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に大阪府下当該事業者<sup>に</sup>在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険および雇用保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国から準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

※高等学校新卒者等で、当該会員事業者入社前の在学中(令和元年度中)に、上記準中型免許を取得した場合も対象とします。

4. 申込方法 希望者(事業者)は準中型免許取得、限定解除後に、「準中型免許取得助成申請書」とともに、下記の①～④の添付書類を添えて申請を行ってください。

- ①公安委員会指定自動車教習所等に、支払った費用の領収証の写し
- ②従業員として雇用していることを確認するもの  
(健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類)
- ③運転免許証の写し (限定解除は両面をお願いします)
- ④在籍していることを確認するもの  
(運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)

5. お問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 交通・環境部  
TEL. (06) 6965-4033

## 準中型免許取得助成申請書

一般社団法人大阪府トラック協会会長 殿		申請年月日 令和 年 月 日	
事業者名	Ⓜ	法人番号	
支店名・営業所名			
会社所在地	〒 ー		
電話・FAX番号	電話 ( )	FAX ( )	
申請責任者	役職	氏名	
準中型免許取得者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	年齢 歳 (※平成元年(1989年)6月2日以降の生まれ)
	採用年月日	(平成・令和) 年 月 日	(※平成31年(2019年)4月1日以降に当該運転者を採用)
	取得内容 (いずれかに○)	準中型新規取得 ・ 5トン限定解除	
準中型免許取得年月日(限定解除の場合は解除した日)	(平成・令和) 年 月 日	(※平成31年(2019年)4月1日以降に準中型免許を取得または限定解除)	
指定教習所等名称			
取得費用	円		
助成金申請額	円		
振込先 金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	ふりがな 口座名義		
	口座番号	普通・当座	
添付書類	1. 公安委員会指定自動車教習所等に支払った費用の領収証の写し 2. 従業員として雇用していることを確認するもの (健康保険証の写し・雇用保険被保険者証の写し等、公の書類) 3. 運転免許証の写し(限定解除は両面お願いします) 4. 在籍していることを確認するもの (運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳の写し)		